

社会福祉法人東蒲原福祉会
 とうかん福祉サービス
 <訪問介護>

初回加算	200円	・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回訪問を行った場合
		・同月内にサービス提供責任者が訪問した場合
		・他の訪問介護員等に同行訪問した場合
緊急時 訪問介護加算	100円	・利用者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅介護サービス計画にない訪問介護（身体）を行った場合

*上記金額は介護予防訪問介護サービス、訪問介護サービスに適用されます。

介護予防訪問介護サービス

対象者：要支援1、要支援2の方

①介護予防訪問介護サービスについて、1ヶ月の料金は次のとおりです。

訪問回数	週1回程度の利用 (要支援1・2)	週2回程度の利用 (要支援1・2)	週3回以上の利用 (要支援2のみ)
利用料金	1,403円	2,806円	4,451円

②契約期間が1月に満たない場合は日割り計算となります。

1日あたりのおおむねの金額は次のとおりです。

*利用した日数に関係なく、認定日まで計算されます。

訪問回数	週1回程度の利用 (要支援1・2)	週2回程度の利用 (要支援1・2)	週3回以上の利用 (要支援2のみ)
利用料金	46円	92円	146円

訪問介護サービス

対象者：要介護度1～5の方

サービス提供の時間帯が8時から18時までの場合

1日あたりのおおむねの金額は次のとおりです。

<身体介護>

サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分ます毎に)
利用料金	235円	351円	554円	115円を加算

<生活援助>

サービスに 要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (20分以上より25分増すごとに身体介護 の料金に加算)
利用料金	262円	324円	96円を加算

「身体介護」「生活援助」の料金について

- *料金には「特定事業所加算Ⅰ」「特別地域加算」が含まれて居ます。
- *2人のヘルパーで介助を行うときは2倍の料金になります。
- *サービス提供の時間帯が次の場合は、上記料金に25%を掛けた金額が加算されます。
早朝： 6時00分 から 8時00分 まで
夜間： 18時00分 から 22時00分 まで
- *サービス提供の時間帯が深夜の場合は、上記料金に50%を掛けた金額が加算されます。
深夜： 22時00分 から 6時00分 まで